

平成28年12月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 平成28年12月16日(金) 開会 午前10時 3分  
閉会 午後 0時11分

場所 第7委員会室

出席委員 岡地優委員長

安藤友貴副委員長

松澤正委員、中野英幸委員、岩崎宏委員、荒川岩雄委員、浅野目義英委員、  
畠山稔委員、並木正年委員、木下博信委員

欠席委員 鈴木弘委員

説明者 [警察本部関係]

木村健司公安委員長、貴志浩平警察本部長、北澤一浩総務部長、  
三田豪士警務部長、宮谷定雄生活安全部長、中村尚樹地域部長、  
布川賢二刑事部長、後藤秀明交通部長、菊地道博警備部長、  
鈴木幹男財務局長、佐伯保忠監察官室長、古田土等刑事部参事官、  
南里秀夫組織犯罪対策局長、丹下浩之警務課長、田中正男生活安全部参事官、  
田邊憲一地域部参事官、新井共実刑事部参事官、茅島広行運転免許本部長、  
佐久間忠善交通部参事官、茂木誠警備部参事官、大塚健滋公安第一課長、  
野口保祐総務課長、小川元一郎情報管理課長、平山毅会計課長、  
一條信幸施設課長、近藤佑一生活安全企画課長、  
長嶋浩之子ども女性安全対策課長、齋藤正士少年課長、林学保安課長、  
今泉忍生活経済課長、大村正幸サイバー犯罪対策課長、千葉保治地域課長、  
山田雅樹通信指令課長、作田隆志刑事総務課長、川上博和組織犯罪対策課長、  
松村雅彦交通企画課長、新井文夫交通規制課長、小倉悦男交通指導課長、  
永谷邦夫交通捜査課長、山口正人運転免許課長、関田幸春運転免許試験課長、  
南雲芳夫警備課長、古川貴夫危機管理課長

[危機管理防災部関係]

槍田義之危機管理防災部長、木崎秀夫危機管理防災部副部長、  
加藤信次危機管理課長、普家俊哉危機管理課危機対策幹、  
市川善一消防防災課長、齋藤忠俊化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第125号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願  
なし

所管事務調査（警察本部関係）  
悪質な客引き行為について

報告事項（危機管理防災部関係）

- 1 埼玉県地域強靱化計画（素案）について
- 2 埼玉県防災学習センターの展示リニューアルについて

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

松澤委員

- 1 準中型自動車の運転免許試験手数料は7,050円とのことであるが、どのような内訳でそう定めたのか。また、準中型自動車免許の新設により、現行の普通自動車免許保有者は施行後に運転できる車両が変わるのか。
- 2 70歳から74歳までの方は高齢者講習が1時間短縮されるが、その理由と内容は何か。

運転免許課長

- 1 準中型自動車の運転免許試験手数料の内訳は、物件費が3,450円、人件費が3,950円である。手数料の定め方については、国が政令により手数料額を定めており、これを受けて県が条例で定めている。現在の普通自動車免許保有者は、改正後も同じ車両を運転することができる。施行後は、車両総重量5トン未満限定の準中型自動車免許となる。
- 2 全国の統計上、70歳から74歳の方が起こす交通死亡事故率は70歳未満の年齢層別とほぼ変わらないことから、高齢者講習が合理化されたものである。しかし、身体機能の衰えを自覚していただく必要はあることから、講義が双方向型講義に変更され、十分に内容を理解していただくものとなる。時間配分としては運転適性検査が60分から30分に短縮、討議は廃止となり、講義及び実車指導は現行のとおりとなる。

運転免許本部長

- 1 運転免許課長の答弁を補足する。先ほど運転免許課長が運転免許試験手数料の内訳について、物件費が3,450円、人件費が3,950円と答弁したが、この額は現行制度の額であり、法改正後は物件費が3,100円に減額され、人件費は変更がない。

中野委員

- 1 認知機能検査の手数は幾らか。また、新たに行われる臨時認知機能検査は、検査内容はどのようなものであり、現行の認知機能検査と同一の内容のものか。
- 2 認知機能検査結果の3区分についてはどのような分け方となっているのか。また、認知機能が低下しているおそれのある場合などに受講する3時間の講習はどのような内容か。
- 3 変更された手数料のうち、検査手数料のみが上がった理由は何か。

運転免許課長

- 1 認知機能検査の手数は、現在650円である。新たに行われる臨時認知機能検査は、現行の認知機能検査と同一の内容のものであり、検査内容は大きく3つある。1つ目は「時間の見当識」という、年月日や曜日や時間を回答するもの、2つ目は「手がかり再生」という、一定のイラストを記憶し時間を置いた後に手がかりを与えた上で図柄を回答するもの、3つ目は「時計の描写」という、空間把握能力を図るため時計の文字盤を書くものである。
- 2 認知機能検査は100点満点として点数化し、49点未満は第1分類、49点以上7

6点未満は第2分類、76点以上は第3分類となる。認知機能が低下しているおそれのある場合などに受講する3時間の「高度化講習」の内容は、運転適性検査は60分から30分に短縮、講義が双方向型講義に変更、実車指導については、実車でドライブレコーダーを使用して行うこととなり、これに基づく個別指導が新設されている。

3 検査手数料が上がった理由については、人件費に当たる部分が増額されたものである。

### 中野委員

臨時認知機能検査は現在の認知機能検査と同じ内容とのことであるが、そうであれば、繰り返し検査をする必要があるのか。

### 運転免許課長

臨時認知機能検査は、認知機能検査を過去3か月以内に受けている方は、検査が除外される。また、認知症は発症の前に徴候が見られ、進行する病気であることから、内容が同一でも一定期間経過していれば意義があり、必要であると考えます。

### 中野委員

認知機能検査の結果によっては、1回の試験の結果のみで免許が取消しになるのか。

### 交通部長

認知機能検査の結果、認知症のおそれがあることを理由に即取消しということではない。期間を空けて再度検査を受けることも可能である。検査の結果、第1分類であった場合は医師の診断を受けていただくこととなるが、認知症でないという結果であれば取消しや停止にはならない。県警察としても、認知機能検査に関する対応には慎重を期していきたい。

### 畠山委員

更新時期以外にも認知機能の低下を自覚させる講習等を取り入れるべきではないか。

### 交通部長

法定の認知機能検査以外にも、県警察では、高齢者の方が認知機能の低下に気付いていただけるよう、認知機能低下等の早期発見につながる30のチェックリストを活用した自己診断のためのシートを各警察署にて配布しているほか、「シルバー・ドライバー・ドック」という任意の講習においてドライブレコーダーを活用した診断を取り入れた実車指導を行っている。引き続き、継続して取り組んでいきたい。

### 荒川委員

- 1 高度化講習の手数料が現行の講習と比べ値上がりする理由は何か。
- 2 免許更新時における認知機能検査後の流れはどのようになるのか。
- 3 高度化講習はどのような趣旨、位置付けの講習なのか。
- 4 高齢者講習を受けた場合、その証のマークを車両に取り付けるといったことはないのか。
- 5 臨時認知機能検査の結果に基づく臨時高齢者講習はどのようなときに受けるものか。

### 運転免許課長

- 1 高度化講習の手数料は7,550円であるが、個別指導等により時間が延長されたこ

とにより若干高くなっているものである。

- 2 免許更新手続時に認知機能検査を受けていただいた高齢者の方を、その結果に基づいて3つの区分に分類する。第1分類の方には、まずは医師の診断書を提出していただくこととなる。第2分類の方は3時間の講習、第3分類の方は2時間の講習をそれぞれ受けていただいた上で、免許の更新手続を行う。

#### **運転免許本部長**

- 3 高度化講習は、実車を用いて、ドライブレコーダーにより撮影した自己の運転状況を基に個別指導することにより、身体機能、認知機能の低下している点を自覚していただいて、更新後の安全運転に努めていただくことを目的としたものである。

#### **交通部長**

- 4 高齢者講習を受けたからといって、受講済みであることを明らかにする高齢者マークを貼付するということはない。
- 5 臨時高齢者講習は、臨時認知機能検査の結果、前回の認知機能検査よりも状態が悪くなっている場合に受講するものとして位置付けられている。

#### **岩崎委員**

- 1 臨時高齢者講習と、認知機能検査の結果に基づき認知機能低下のおそれがない場合に受講する2時間の「合理化講習」は、いずれも2時間であるが、講習手数料が異なる。内容に差があるのか。
- 2 高齢者講習の手数料額は、認知機能検査を受けてからでないとは判明しないということではよいのか。

#### **運転免許課長**

- 1 臨時高齢者講習は、実車指導1時間、個別指導1時間である。合理化講習は、個別指導がなく、運転適性検査と双方向型講義であり、内容が異なることから手数料に差異がある。
- 2 認知機能検査の結果により受講する講習が異なるため、認知機能検査前には手数料額は定まらない。

#### **並木委員**

ホームページ等を見ると、認知機能検査の結果で認知症のおそれありとなった場合は「医師の診断書提出又は臨時適性検査」と記載してあるが、これは、どちらか選べるということか。

#### **運転免許試験課長**

診断書提出命令に基づき、原則、医師の診断書を提出してもらうことになる。また、診断書の提出がない場合などは、臨時適性検査を受けていただくこととなる。

#### **並木委員**

ホームページや資料に記載されている「医師の診断書提出や臨時適性検査」の表現を分かりやすくしてほしいがどうか。

### 運転免許試験課長

今後作成する資料は、分かりやすく記載し、周知を図っていく。

### 島山委員

医師の診断書で認知症と判断されるまでは、免許が取消しにならないということだが、診断書の提出期限はあるのか。

### 運転免許試験課長

3か月以内を目安に診断書を提出していただくこととなる。

### 島山委員

目安で3か月ということは、半年もあり得るということか。

### 運転免許試験課長

3か月以内に提出がない場合は、6か月を目安に催促し、更に提出しない場合は、臨時適性検査を行う。ただし、提出されるまでの間は運転を控えるよう指導する予定である。

### 島山委員

認知症と判断されるまで、長期間を要した場合、その間に事故を起こす可能性があるが、手続の進め方についての考えを伺いたい。

### 運転免許試験課長

手続については、速やかに進めていきたい。

---

## 【付託議案に対する討論】

なし

---

## 【所管事務に関する質問（悪質な客引き行為について）】

### 岩崎委員

- 1 先日、新聞報道で埼玉県最大のターミナル駅であるJR大宮駅東口にある南銀座通り内の客引きが急増中で、「雰囲気怖い」と避けている地元住民もいるとあったが、南銀座通りにおける客引き行為の現状について伺いたい。
- 2 悪質な風俗店によるぼったくり被害の現状について伺いたい。
- 3 県内の大宮以外の地域の客引き行為の状況については、安定しているのか。

### 生活安全部長

- 1 南銀座通りは、県内最大の繁華街であるが、近年はキャバクラ等の風俗店のほか、居酒屋等の飲食店によるつきまとい等の悪質な客引きが横行しており苦情が寄せられている。さらに、悪質な客引きが横行していることで、一般の飲食店についても集客のためにやむなく客引きを行っているという実態を把握している。
- 2 ぼったくり被害は、数は少ないがあると把握している。

### 保安課長

- 2 県内のぼったくり被害については、苦情、相談等の件数でみると、本年11月末現在

で、県下全体では26件、うちキャバクラ等接待飲食店によるものが22件となっている。また、大宮駅周辺では21件、うち接待飲食店によるものが19件となっている。

- 3 県内の客引き行為の状況については、苦情、相談等の件数でみると、本年11月末現在で、全県では277件であり、最も多いのが大宮警察署管内で159件、約57.4%、次いで、越谷警察署管内の52件、川口警察署管内の19件である。大宮警察署管内の苦情、相談等の件数と比較すると、ほかの地域は非常に少なく、安定している状態と言える。

#### 岩崎委員

今の答弁を聞き、県警察の苦勞が実を結んでいると感じた。年末に向け引き続き取組を進めていただきたい。(要望)

#### 荒川委員

- 1 新宿区にある歌舞伎町の客引き行為は条例で規制して街がきれいになった反面、客引き業者が大宮に流れてきていると聞いているが、東京都と比較して埼玉県の条例は規制が甘いのか。
- 2 埼玉県迷惑行為防止条例の規制で客引きは一掃できるのか伺いたい。

#### 保安課長

- 1 客引き行為の規制について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律では、「風俗店の客とするため相手を特定して声を掛ける客引き行為及び公共の場所で立ちふさがり、つきまとう行為」や「居酒屋等飲食店による、午前0時から午前6時までの客引き行為」を規制している。一方、埼玉県迷惑行為防止条例では、第7条第1項から第6項で、「キャバクラ等風俗店への言語動作で誘う客引き及びスカウト行為」「居酒屋に限らず、全ての業種による、公共の場所における『身体又は衣服をとらえる』『立ちふさがり、つきまとう』等の執拗な客引き行為」「その他性風俗店等による客引き行為」などを規制している。同条例は、平成19年の改正により、条例施行規則に基づいて、一定区域内における客待ち行為も禁止し、中止を命令するなど規制を非常に厚くしており、全国的に見ても高いレベルのものとなっている。他県の自治体等の条例に関しては、市長、区長等の指導、指示勧告及び是正措置を明示し、これに応じず違反した場合は、おおむね5万円程度の過料を科している。全国の各自治体の条例制定状況は、本年6月の時点で、県条例は兵庫県の1県、市区条例は17市9区の事例を把握しており、内容には、自治体及び地元住民の自助努力によるものが盛り込まれているとのことである。また、新宿区については、警備員を活用したパトロールを行っていると聞いている。県内においては、本年9月、草加市が「安全安心まちづくり推進条例」を改正し、第11条「公共の場所における禁止行為」の第2号で「客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為を行うために、進路に立ちふさがり、追従し、路上においてたむろする等通行を妨げる行為」を禁止している。この行為に対し、市長が指導できるとしており、指導に応じない、虚偽の陳述をする等の場合は、過料を科している。このほか、禁止行為のみの規制ということで、熊谷市の条例の中に一部が盛り込まれている。
- 2 県警察としては、法律及び条例に基づく取締りなど、現行の中でできる対策を徹底している。取締りにおいては、同一エリア内に、いつも同じ警察官がいると相手に分かってしまうため、専従プロジェクト員のほか、取締りに従事する警察官をその都度入れ替えるなどして対処している。客引き対策の成果として、取締りに関しては、本年11月

末において全県で85件83人、大宮駅周辺では48件48人を検挙しており、大宮駅周辺が全体の57.8%を占めている。検挙以外の対策としては、行政、地元住民との合同パトロールなどを実施しており、今後も継続して風俗環境浄化を果たしていきたい。

#### **荒川委員**

県の条例で足りない点があれば改正が必要と思ったが、現行の法律や条例で十分対応できていることが分かった。今後も引き続き取組を進めていただきたい。(要望)